



軽自動車税の税率経年変化表

単位：円

車種区分	現行税率 (平成26年度課税)	平成27年度課税		平成28年度課税			
		平成27年3月31日以前登録	平成27年4月1日登録	平成15年4月1日～平成27年3月31日登録	平成27年4月1日以降登録	初期登録から13年経過車両 (平成14年度以前登録)	
三輪	3,100	3,100	3,900	3,100	3,900	4,600	
四輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	5,500	6,900	8,200
	貨物用	自家用	4,000	5,000	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	3,000	3,800	4,500
専ら雪上を走行するもの	2,400	—		—			
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,400		2,400		
	その他のもの	4,700	5,900		5,900		
原付	50cc以下	1,000	2,000		2,000		
	50cc超90cc以下	1,200	2,000		2,000		
	90cc超125cc以下	1,600	2,400		2,400		
	ミニカー	2,500	3,700		3,700		
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400	3,600		3,600			
小型二輪車(250cc超)	4,000	6,000		6,000			

平成26年度地方税の改正にて軽自動車税が見直されたことにより、平成27年4月1日から、原動機付自転車および二輪車等については税率を引き上げます。

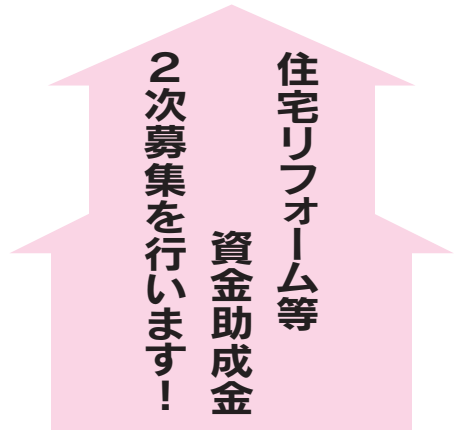
四輪車等については、平成26年度までに登録された車両においては、現行の税率を適用しますが、平成27年度以降に新車購入された四輪車等において、乗用自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍に税率の引き上げを実施します。また、グリーン化を進める観点から、初期登録から13年を経過した四輪車等については、新税率をさらに1.2倍にした税率となります。(右上の税率経年変化表を参照)

なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在にバイク・軽自動車を所有している方に課税されます。所有者が転入・転出した場合には、住所変更の手続きを、廃棄・譲渡をした場合には、廃車や名義変更の手続きを3月末までにしてください。手続きがされない場合は、その年度の軽自動車税は所有者に課税することになります。

また、所有者が死亡したときは、必ず名義変更などの手続きをお願いします。

※詳細は、下記窓口にお問い合わせください。

車種	取扱窓口
原動機付自転車 (125cc以下) ミニカー 小型特殊自動車	市役所市民税課 ☎22-2209 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎048-574-1662



- 自己居住用住宅のリフォーム(改修)工事等を行う場合に、その経費の一部を助成します。
- 対象者**
- ① 市民で、市税の未納がない方
 - ② 対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていない方
 - ③ 過去にリフォーム助成金を受けていない方(太陽光発電の設置工事を除く。)
- 対象工事**
- ① 対象者の居住用であり、過去に、リフォーム助成金を受けたことのないリフォーム工事等であること
 - ② 市の登録市内施工業者に行わせるリフォーム工事等であること
 - ③ 工事着工前であること
- ※申請内容について職員が現場を確認する場合があります。
- ④ 住宅環境の改善に関するリフォーム工事等であること

(例) 耐震補強・台所・風呂・トイレ・床・畳・天井・ふすま・屋根・外壁・塀・物置・車庫・火災警報器等

※過去にこの助成を受けていても、現行の耐震基準に適合させる工事(昭和56年5月31日以前の建物)は1回限り対象となります。

助成金額 20万円以上(消費税を除く)の工事に対し、工事費の10%(上限15万円・千円未満切捨て)

※工事費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回っている場合、助成金の額は変更になります。

申請書の配布 商工課(地場産センター3階・吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課にて配布。)

※市庁からもダウンロード可

申請受付 9月29日(月)～10月3日(金)午前9時～午後5時

受付場所 商工課、吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

・先着順ではありません。予算を上回った場合は抽選になります。

・申請手続きは原則として、本人またはご家族の方に限定します。

商工課 ☎25-5208